

## 支部表彰規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本分析化学会関東支部に所属する会員に対しての表彰に関する取り扱いについて定める。

### (表彰の区分および種類)

第2条 表彰の区分および種類は次の通りとする。

- (1) 新世紀賞
- (2) 新世紀新人賞
- (3) その他の表彰

### (新世紀賞)

第3条 会員のうち特に優れた業績を持つものに対し、新世紀賞を授与する。

2. 授賞件数は、毎年2件以内とする。
3. 応募資格は、原則として、募集年度の4月1日に満39歳以上54歳以下の関東支部所属の正会員とする。
4. 過去に研究職の経験があるが、応募時に研究職についていない場合、又はやむを得ない事由で過去に研究を中断した期間がある場合には、前項の年齢制限(上限)を幹事会で審議の上、変更することができる。
5. 研究業績には、本会論文誌又はその他の論文誌に掲載された論文を少なくとも1報を含むものとする。
6. 共同研究の論文を研究業績に含める場合は、必要に応じて当該論文の共著者の承諾を得る。なお、第一著者で equal contributor がいる場合も同様の扱いとする。
7. 応募は原則として会員の推薦による。ただし、自薦を妨げない。
8. 授賞者は、選考委員会の審議を経て、幹事会で決定する。

### (新世紀新人賞)

第4条 若手会員のうち特に優れた業績を持つものに対し、新世紀新人賞を授与する。

2. 授賞件数は、毎年2件以内とする。
3. 応募資格は、原則として、募集年度の4月1日に満38歳以下の関東支部所属の正会員又は学生会員とする。
4. 過去に研究職の経験があるが、応募時に研究職についていない場合、又はやむを得ない事由で過去に研究を中断した期間がある場合には、前項の年齢制限は、幹事会で審議の上変更することができる。

5. 研究業績には、本会論文誌又はその他の論文誌に掲載された論文を少なくとも1報を含むものとする。
6. 共同研究の論文を研究業績に含める場合は、必要に応じて当該論文の共著者の承諾を得る。なお、第一著者で equal contributor がいる場合も同様の扱いとする。
7. 応募は原則として会員の推薦による。ただし、自薦を妨げない。
8. 日本分析化学会奨励賞受賞者は応募できない。
9. 授賞者は、選考委員会の審議を経て、幹事会で決定する。

(その他の表彰)

第5条 会員のうち本関東支部に特に多大な貢献をなした者に対し、表彰することができる。

2. 表彰候補者は、副支部長との審議を経て、支部長が推薦する。
3. 表彰の名称は、常任幹事会の審議を経て、幹事会で決定する。
4. 支部長は、本表彰の受賞者を、参与に推薦することができる。

(付 則)

この規程は、2023年1月13日から施行する。